

# 島根県幸

令和2年7月10日(金)

122 号

(毎週火・金曜日発行) https://www.pref.shimane.lg.jp/

次 目

【告 示】

身体障害者福祉法の規定による医師の指定

(障がい福祉課) 2

(農村整備課) 2

土地改良区の定款変更の認可 保安林予定森林

(森林整備課) 2

【公告】

開発行為に関する工事の完了 (2件)

(都市計画課)

3

【特定調達公告】

新型コロナウイルス感染症対策用マスクの調達に係る随意契約の相手方等

(総務事務センター)

3

## 告 示

#### 島根県告示第450号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和34年島根県規則第17号)第2条の規定により告示する。

令和2年7月10日

島根県知事 丸 山 達 也

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		<b>-</b> 指定年月日
		名 称	所 在 地	16年7日
大谷 裕	消化器外科	島根県立中央病院	出雲市姫原四丁目1-1	令和2年6月30日
岡 真太郎	泌尿器科	益田赤十字病院	益田市乙吉町イ103-1	令和2年6月30日
石原 弘基	リハビリテーション科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	令和2年6月30日

#### 島根県告示第451号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、大田市温泉津町福光土地改良区の定款変更を令和2年7月3日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年7月10日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 島根県告示第452号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和2年7月10日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
  - 鹿足郡吉賀町柿木村福川1490-1、1491-1、1491-2、1493-1、1494
- 2 指定の目的
  - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
      - 柿木村福川1490-1・1491-1 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

令和2年7月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 開発区域

安来市飯島町字中島725番1、725番3 面積 1,184.76平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市安来町763-3

グリーン産業株式会社

代表取締役 平井 司

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

令和2年7月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 開発区域

隠岐郡隠岐の島町下西田井78番2、78番3の一部、78番6の一部、78番7、79番1、79番2、79番4、79番5の一部、79番6、79番7の一部、79番8の一部、79番11、79番12、79番13、79番16、80番1の一部、80番2の一部、80番4の一部、80番5、80番6の一部、81番3の一部、81番4の一部

隠岐郡隠岐の島町下西谷田103番2の一部

面積 13,956.77平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

隠岐郡隠岐の島町城北町1番地

隠岐の島町長 池田 高世偉

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公告する。

令和2年7月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

新型コロナウイルス感染症対策用マスク調達 14,040箱 (702,000枚)

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部総務事務センター 島根県松江市殿町1番地

- 3 随意契約の相手方を決定した日
  - 令和2年6月10日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
  - 株式会社ジュンテンドー 代表取締役社長 飯塚 正 島根県益田市下本郷町206番地5
- 5 随意契約に係る契約金額
  - 30,705,730円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
  - 随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
  - 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定による。